

① 住宅を新築・購入したい方

◎ 税制の特例（住宅ローン減税・所得税の減税・贈与税の非課税枠・その他の優遇）
詳しくは22ページ以降を御覧ください。

◎ 住んでよし しずおか木の家推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが居住するために、静岡県内において木造住宅を取得すること、または自らが居住する住宅をリフォームすること。 ・ しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が平成31年3月8日までであること。 ・ 施工者は、県内の事業者又は営業所を有する建築業者等であること。 ・ 住宅の設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・ アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 ・ 新築・増改築は、使用する木材のうち、50%以上が「しずおか優良木材等」であること。 ・ リフォームは、仕上材に「しずおか優良木材」等を10㎡以上使用すること。
補助額等	しずおか優良木材等使用量に応じて3万円から最大30万円（1棟あたり）
申込窓口	静岡県森林組合連合会 TEL 054-667-1245
問合せ先	静岡県経済産業部林業振興課 TEL 054-221-2691

◎ しずおか住宅ローン優遇制度

利用の条件	<p>下記のいずれかを満たす場合に、住宅ローンの金利の優遇又は手数料を割引きます。</p> <p>【TOUKAI-0型】 昭和56年5月以前に建設された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満となったものを、除去して建替える場合</p> <p>【しずおか木の家型】 「しずおか優良木材等」を住宅全体の50%以上使用した木造住宅を新築・購入する場合</p> <p>【住宅性能表示型】 新たに設計住宅性能評価を取得して住宅を建設する、又は取得している住宅を購入する場合</p> <p>【長期優良住宅型】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅を建設、又は認定を受けている住宅を購入する場合</p> <p>【定期借地型】（JAあいら伊豆、JAはいなん、JAとびあ浜松、JA三ヶ日開拓を除く） 土地の有効利用を促進するため、定期借地権制度を活用して住宅を購入する場合</p> <p>【定期借地型】（スルガ銀行、浜松信用金庫、磐田信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫での取扱い） 優良な住宅ストックの形成や健全な住宅市場の整備促進のため、住宅をリフォームする場合</p>
融資利率等	各取扱金融機関により異なります。
申込窓口	各取扱金融機関（下記参照）
問合せ先	静岡県くらし・環境部住まいづくり課 TEL 054-221-3081

○ しずおか住宅ローン優遇制度取り扱い金融機関一覧（平成30年4月1日現在）

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
静岡銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ フラット35金利0.1%優遇 ・ リフォームローン（しずぎんリフォーム天国） 基準金利から0.2%優遇 	各ローンセンター
		三島 0120-86-0619
		御殿場 0120-86-0659
		沼津 0120-86-0614
		富士 0120-86-0627
		富士宮 0120-86-0196
		清水 0120-86-0276
		静岡 0120-86-0249
		静岡駅南 0120-86-0615
		藤枝 0120-86-0293

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
静岡銀行	・フラット35金利0.1%優遇 ・リフォームローン（しずぎんリフォーム天国） 基準金利から0.2%優遇	掛川 0120-86-0975 磐田 0120-86-0994 浜松 0120-86-0926 浜北 0120-86-0844 浜松駅南 0120-86-0076 葵町 0120-86-0954
スルガ銀行	融資手数料優遇（リフォーム含む）	各ハウジングローンセンター 三島 055-973-5931 静岡 054-286-0250 浜松 053-454-1130
清水銀行	住宅ローン当初固定金利期間選択時 基準金利から0.3%優遇(リフォーム含む) ※他の優遇制度との併用不可	各ローンセンター 東部 055-975-3001 富士 0545-52-8020 清水 054-351-2220 東静岡 054-281-5200 静岡 054-245-6111 藤枝 054-646-9777 浜松 053-469-1122
静岡中央銀行	住宅ローン金利から0.1%優遇（リフォーム含む）	各住宅ローンセンター 岳麓 055-962-3300 静岡 054-262-3232 遠州 053-454-6220
静岡信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	業務サポート部 054-247-1160
静岡信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇(リフォーム含む) フラット35定額手数料半額	営業推進部 054-254-5535
浜松信用金庫	住宅ローン基準金利から0.2%優遇	個人営業部ローンセンター 053-475-6811
沼津信用金庫	融資手数料半額 住宅ローン最優遇金利から0.1%優遇(いずれもリ フォーム含む)	融資部 055-962-6765
三島信用金庫	住宅ローン適用金利から0.05%優遇	元気創造部商品開発課 055-973-5565
富士宮信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資部審査課 0544-23-3118
島田信用金庫	固定金利選択型住宅ローンの金利優遇項目の1つと して0.1%優遇(リフォーム含む)	営業統括部 0547-37-5159
磐田信用金庫	住宅ローン基準金利から金利型に応じて0.35%～ 1.65%優遇 リフォームローン基準金利から0.1%優遇	営業統括部 0538-32-5115
焼津信用金庫	住宅ローン基準金利から1項目該当で0.1%、最大 0.3%優遇(リフォーム含む)	営業店支援部 054-629-1130
掛川信用金庫	当初固定金利選択型住宅ローン基準金利から0.1%優 遇（リフォーム含む）	業務部 0537-24-6711
富士信用金庫	住宅ローン金利0.1%優遇	融資部審査課 0545-53-2004
遠州信用金庫	変動金利型・固定金利選択型住宅ローンの金利優遇 項目の1つとして0.2%優遇(リフォーム、定期借地型 含む)	営業統括部相談センター 053-472-2120

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
静岡県労働金庫	住宅ローン金利0.2%引下げ(リフォーム含む)	各ローンセンター 三島 055-973-9111 裾野 055-993-8111 沼津 055-926-5515 富士 0545-52-8333 清水 054-366-3666 静岡中央 054-283-8080 藤枝 054-636-8800 掛川 0537-24-5111 磐田 0538-34-3311 浜松中央 053-456-9331 浜松高台 053-438-1611 湖西 053-576-3511
J A 三島函南	所定の住宅ローン商品の新規実行事務取扱手数料優遇	ローンセンター 055-981-8899
J A 伊豆の国	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	金融推進課 055-949-3214
J A あいら伊豆	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	金融推進課 0557-48-9100
J A 伊豆太陽	住宅ローン金利軽減項目の1項目として取扱い(リフォーム含む)	融資企画推進課 0558-23-1708
J A なんすん	10年固定の金利から0.03%優遇	金融推進課 055-933-7001
J A 御殿場	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	ローンセンター 0550-84-4835
J A 富士市	住宅ローン最軽減金利の適用条件の1項目として取扱い(リフォーム含む)	融資営業課 0545-51-2195
J A 富士宮	・住宅ローン最優遇金利の適用条件の1項目として取扱い ・リフォームローン最軽減金利の適用条件の1項目として取扱い	金融推進課 0544-58-6611
J A しみず	固定金利型住宅ローンの固定金利期間満了時に金利軽減項目の1つとして取扱い	ローンセンター 054-367-3268
J A 静岡市	所定住宅ローン商品の事務取扱手数料割引	融資推進課 054-288-8447
J A 大井川	・住宅ローン金利の最軽減金利を適用 ・リフォームローンの最軽減金利を適用	各ローンセンター 藤枝 054-646-5151 焼津 054-626-6141 静岡 054-622-7111 島田 0547-35-2126 金谷 0547-45-2136
J A ハイナン	固定金利選択型住宅ローンの金利軽減項目の1つとして取扱い	金融企画課 0548-22-9538
J A 掛川市	住宅ローン借入者に掛川茶(ボトル缶)贈呈	推進課 0537-22-4118
J A 遠州夢咲	住宅ローン基準金利から0.2%優遇(リフォーム含む)	金融推進課 0537-73-5146
J A 遠州中央	全期間変動金利型住宅ローン・固定金利特約付住宅ローンの基準金利から0.2%軽減	融資課 0538-36-7009
J A とびあ浜松	利息キャッシュバック特約付きJA住宅ローン、変動固定ミックス型住宅ローン、固定金利特約付き住宅ローンの基準金利から0.2%軽減	金融推進部推進企画課 053-476-3121
J A みっかび	J A みっかび固定金利特約付住宅ローン基準金利から0.2%優遇	金融課 053-525-1013
J A 三方原開拓	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	信用課 053-436-1331

◎ フラット35（長期固定金利住宅ローン）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み時の年齢が満70歳未満の方 (親子リレー返済(一定の要件があります。)を御利用される場合は、満70歳以上の方も申込みできます。) ・ 日本国籍の方、永住許可を受けている方又は特別永住者の方 ・ 年収に占める全ての借入(フラット35を含みます。)の年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が35%(年収400万円未満の方は30%)以下の方 ・ 申込み者又は親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金又は中古住宅の購入資金 ・ 申込み者が週末等に利用する住宅(セカンドハウス)の建設・購入資金 ・ 住宅の床面積が、 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合70㎡以上 共同建て住宅(マンション等)の場合30㎡以上 ・ 住宅の建設費又は購入価格(土地取得費がある場合は、その費用を含みます。)が1億円以下(消費税を含みます。)の住宅であること。 ・ 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
融資限度額	100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費又は購入価格以内(非住宅部分の工事費を除く。)
融資等金利	全期間固定金利(各取扱金融機関、借入期間・融資率により異なります。)
返済期間	原則15年以上35年以下(申込み時の年齢により短くなる場合があります。)
申込窓口	各取扱金融機関
問合せ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL 0120-0860-35

※【フラット35】借換融資と【フラット50】の商品概要は上記の内容と異なります。また、取り扱っていない金融機関もありますので、詳細については住宅金融支援機構フラット35サイト(www.flat35.com)を御覧ください。

◎【フラット35】S

【フラット35】Sとは、【フラット35】をご利用いただける方で、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】のお借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)(新築住宅・中古住宅共通の基準)

技術基準	<p>(1)～(6)までのうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー性 <ul style="list-style-type: none"> (1)認定低炭素住宅^{※2} (2)一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3)性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)^{※3} ○耐震性 <ul style="list-style-type: none"> (4)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 ○バリアフリー性 <ul style="list-style-type: none"> (5)高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) ○耐久性・可変性 <ul style="list-style-type: none"> (6)長期優良住宅^{※4} <p>(注) (2)、(4)及び(5)の技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても所定の物件検査に合格すれば、【フラット35】S(金利Aプラン)をご利用いただけます。</p> <p>※1 平成29年3月31日をもって、【フラット35】S(金利Aプラン)の省エネルギー性の基準のひとつでした「住宅事業建築主基準(トップランナー基準)」は廃止され、「住宅事業建築主基準に係る適合証」の交付は行われなくなりました。なお、平成29年3月31日までに当該適合証が交付された住宅は、平成29年4月1日以後も【フラット35】S(金利Aプラン)を利用できます。</p> <p>※2 共同住宅等については、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限り、また増改築等による認定を含みます。</p> <p>※3 竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限り、共同住宅等については、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限り、また増改築等による認定を含みます。</p> <p>※4 増改築等による認定住宅を含みます。</p>
融資金利引下げ期間 融資金利引下げ幅	当初10年間 年▲0.25%
お申し込み期限	平成31年3月31日までのお申し込み分に適用されます。

【フラット35】S(金利Bプラン)

技術基準	新築住宅 中古住宅 共通の基準	<p>次の(1)から(6)までのうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー性 <ul style="list-style-type: none"> (1)断熱等性能等級4の住宅^{※1} (2)一次エネルギー消費量等級4以上の住宅^{※2} ○耐震性 <ul style="list-style-type: none"> (3)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4)免震建築物 ○バリアフリー性 <ul style="list-style-type: none"> (5)高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 ○耐久性・可変性 <ul style="list-style-type: none"> (6)劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策が必要) <p>(注) (1)から(6)までの技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級等と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても所定の物件検査に合格すれば、【フラット35】S(金利Bプラン)をご利用いただけます。</p> <p>※1 平成27年3月31日以前に、省エネルギー対策等級の基準を用いて設計検査を申請している場合、または、省エネルギー対策等級の住宅性能評価書を活用して物件検査を受ける場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」と読み替えてください。</p> <p>※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。共同住宅等については、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。また増改築等による認定を含む。)及び基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。</p>
	中古住宅 特有の基準	<p>次の(1)から(4)までのうち、いずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー性(開口部断熱) <ul style="list-style-type: none"> (1)二重サッシまたは複層ガラスを使用した住宅 ○省エネルギー性(外壁等断熱) <ul style="list-style-type: none"> (2)建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅(省エネルギー対策等級2以上または断熱等性能等級2以上)または中古マンションらしくフラット35のうち【フラット35】S(省エネルギー性(外壁等断熱)に適合するもの)として登録された住宅 ○バリアフリー性(手すり設置) <ul style="list-style-type: none"> (3)浴室及び階段に手すりが設置された住宅 ○バリアフリー性(段差解消) <ul style="list-style-type: none"> (4)屋内の段差が解消された住宅
融資金利引下げ期間	当初5年間 年▲0.25%	
融資金利引下げ幅		
お申し込み期限	平成31年3月31日までのお申し込み分に適用されます。	

※【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了
 ※各基準の詳細は、フラット35サイトでご確認ください。

◎ サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金 ・ 個人（日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方）または法人 ・ 保証能力のある法人または個人（申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。）の連帯保証人をつけていただける方（但し、施設共用型の場合は保証人不要） ・ 建設される土地について所有権または借地権（地上権・賃借権）をお持ちの方（取得される予定の方を含みます。） ・ 賃貸する住戸の契約は、建物賃貸借契約に限ります。 ・ 1戸当たりの専有面積が、 一般住宅型の場合25㎡以上 施設共用型の場合18㎡以上 ・ 賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること。 ・ 敷地面積が165㎡以上であること。 ・ 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
融資限度額	建築主体工事費等融資の対象となる事業費の100%以内
融資利率等	35年固定金利または15年固定金利
返済期間	35年以内
申込窓口	住宅金融支援機構地域業務第一部まちづくり推進グループ
問合せ先	住宅金融支援機構地域業務第一部まちづくり推進グループ TEL 03-5800-8468

◎ 省エネ賃貸住宅建設融資

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅の建設資金 ・ 省エネルギー性能が、以下のいずれかに該当する住宅であること。 ①断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上^{※1} ②建築物エネルギー消費性能基準^{※2} ※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じ基準です。 ※2 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第一条から第七条に定めるものです。なお、建築物エネルギー消費性能基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づき300㎡以上の中規模建築物の省エネ措置の届出に用いられる基準ですが、300㎡未満の賃貸住宅にも適用します。 ・ 個人（日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方）または法人 ・ 保証能力のある法人または個人（申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。）の連帯保証人をつけていただける方 ・ 建設される土地について所有権または借地権（地上権・賃借権）をお持ちの方（取得される土地について所有権または借地権（地上権・賃借権）をお持ちの方（取得される予定の方を含みます。） ・ 1戸当たりの専有面積が原則50㎡以上であること。 ・ 賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること。 ・ 敷地面積が165㎡以上であること。 ・ 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
融資限度額	建築主体工事費等融資の対象となる事業費の100%以内
融資利率等	35年固定金利または15年固定金利
返済期間	35年以内
申込窓口	住宅金融支援機構地域業務第一部まちづくり推進グループ
問合せ先	住宅金融支援機構地域業務第一部まちづくり推進グループ TEL 03-5800-8468

② 住宅をリフォームしたい方

◎ 耐震改修工事

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分が居住する住宅に、耐震改修工事を施すリフォームを行う方 ・ 79歳未満の方（親子リレー返済をご利用される方は、79歳以上でもお申込みいただけます） ・ 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ・ 年収に占めるすべてのお借り入れ（リフォーム融資を含みます。）の年間合計返済額の割合が次の基準を満たしている方 年収400万円未満の方：30%以下 年収400万円以上の方：35%以下 ・ 工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）の住宅 ・ 申込本人又は親族等が所有または共有している住宅 ・ その他、機構が定める基準を満たしていること。
融資限度額	基本融資額（100万円以上、10万円単位） 1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ※くわしくは、住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/index.html) をご覧ください。 ※審査の結果、ご融資額をご希望どおりの金額とならない場合がございます。
融資利率等	固定金利（全期間固定金利型）
返済期間	最長返済期間は、①または②のいずれか短い年数となります。 ①20年 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－申込本人（注1・注2）の申込時の年齢（1歳未満切上げ） （注1）収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を越えるときは、収入合算者となります。 （注2）親子リレー返済を利用される場合は、後継者の年齢となります。
問合せ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL 0120-0860-35

④ 設備を充実させたい方

◎ 住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県内の住宅用建物に、以下の要件を満たす住宅用強制循環型太陽熱利用設備を設置する方 ・ （一財）ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたものであること。 ・ 平成30年4月1日以降に設置が完了したもの。 ・ 設置する設備は、未使用品であること。
補助額等	補助対象経費の1/10 上限 10万円
申込窓口	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
問合せ先	静岡県地球温暖化防止活動推進センター TEL 054-205-8230

◎ 家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池システムを購入し、実際に使用する方又はリース等により提供を行う方 ・ (一財)燃料電池普及促進協会が指定した燃料電池システム(補助対象システム)であること。 ・ 補助事業完了報告書および添付書類の提出は、機器費等の支払いを済ませた上、補助事業完了報告書締切日までに行うこと。 ・ 補助対象システムを、6年間以上継続して使用できること。 ・ 国からの他の補助金等と重複して補助を受けない(受けていない)こと。 ・ 住所が確認できる書類を含め、所定の書類を提出すること。 ・ (一財)燃料電池普及促進協会へ補助対象システムの設置等に関する情報提供に同意できること。 ・ 個人(個人事業主を除く)が申請する場合、排出削減事業への参加を表明できること。
補助額等	<p>補助額は、補助対象経費が国の設定する基準価格以下の場合、及び据切価格以下の場合を対象に、定額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準価格以下の場合 固体高分子系燃料電池(PEFC)は6万円 固体酸化物形燃料電池(SOFC)は12万円 2. 基準価格は上回るが据切価格以下の場合 PEFCは3万円、SOFCは6万円 3. 基準価格と据切価格 ※基準価格:PEFC 96万円、SOFC134万円 据切価格:PEFC111万円、SOFC146万円 4. 追加補助 既築住宅、LPガス対応、寒冷地仕様、マンションは、補助額を各々+3万円
申込窓口	一般社団法人燃料電池普及促進協会 (東京都港区虎ノ門)
問合せ先	一般社団法人燃料電池普及促進協会 TEL 03-5472-1190

⑥ 高齢者や障害のある方

◎ 税制の特例(バリアフリー改修)
 詳しくは28ページ以降を御覧ください。

◎ リフォーム融資(高齢者向け返済特例制度)

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分が居住する住宅に、バリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う方 ・ 申込日現在、満60歳以上の方(年齢の上限はありません。) ・ 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ・ 年収に占めるすべてのお借り入れ(リフォーム融資を含みます。)の年間合計返済額 年収400万円未満の方:30%以下 年収400万円以上の方:35%以下 ・ (一財)高齢者住宅財団の保証を利用できる方 ・ 工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上)の住宅 ・ 申込本人又は親族等が所有または共有している住宅 ・ その他、機構が定める基準を満たしていること。
融資限度額	リフォーム工事費又は1,000万円のいずれか低い額(10万円以上、10万円単位) (ただし、(一財)高齢者住宅財団の保証限度額を上回ることはできません。)
返済期間	申込人(連帯債務者も含みます。)全員の死亡時まで(毎月利息のみ支払い、元金は申込人(連帯債務者も含みます。)全員死亡時に一括返済)
申込窓口	各取扱金融機関
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL 0120-0860-35 ・ 利用できない場合(PHS、国際電話など) TEL 048-615-0420 ・ (一財)高齢者住宅財団 TEL 0120-602-708

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護又は要支援認定を受けた方で、住宅改修を行う方 ・ 市町に事前に申請すること。 ・ 厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること。 <住宅改修の種類>詳細は申込窓口にお問合せください。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥上記①～⑤に付帯して必要な工事
補助額等	原則として対象経費の9/10(限度額18万円) ただし、一定以上の所得のある人は対象経費の8/10(限度額16万円) 特に所得が高い人は対象経費の7/10(限度額14万円)
申込窓口	お住まいの市町の窓口(55ページ以降参照)
問合せ先	お住まいの市町の窓口(55ページ以降参照)

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	<p>(利用条件例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害者2級以上の方。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 ・ 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
補助額等	用具の購入費、改修費、対象者、限度額等は各市町にお問い合わせください。
申込窓口	お住まいの市町の窓口(55ページ以降参照)
問合せ先	静岡県健康福祉部 障害福祉課 TEL 054-221-3319

⑦ 離職者で住宅にお困りの方

◎ 住居確保給付金

利用の条件	<p>支給対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は、住居喪失のおそれがある者であること ・ 申請日において、65歳未満であつて、かつ離職等の日から2年以内であること ・ 離職の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ・ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと ・ 収入及び資産に関する要件を満たすこと <p>申請月の世帯収入合計額が、「基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+家賃額」未満であることが必要です。</p> <p>申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6か月分(ただし、100万円を超えない額)以下であること。</p> <p>住居確保給付金を受給している間は、常用就職に向けた就職活動を行い、①月2回以上のハローワークでの職業相談、②月4回以上の自立相談機関の相談員等による面接等、③原則週1回以上の求人先への応募等を行い、その他自立相談機関の作成するプランに基づき就労支援を受けることが必要です。</p> <p>住居確保給付金は、家主に直接支払われます。</p> <p>住居確保給付金の支給期間は、原則3か月。一定の条件を満たせば、最長9か月受給可能。</p>
補助額等	各市町により異なります。
申込窓口	お住まいの市の窓口(55ページ以降参照)。町にお住まいの方は、次の各健康福祉センターにお申し込みください。 賀茂健康福祉センター 0558-24-2035 (賀茂郡各町) 東部健康福祉センター 055-920-2078 (田方郡及び駿東郡の各町) 中部健康福祉センター 054-644-9274 (榛原郡及び周智郡の各町)
問合せ先	静岡県健康福祉部 地域福祉課 TEL 054-221-3501

⑧ 地震などの災害に備えたい方

- ◎ 税制の特例（耐震改修）
詳しくは27ページ以降を御覧ください。
- ◎ しずおか住宅ローン優遇制度（再掲、43ページ参照）

◎ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業

○ 木造住宅の耐震化に関する助成事業

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の「無料の耐震診断」や「耐震補強計画作成への補助」、
「耐震補強工事への補助」を行っています。詳細については、お住まいの市町のページ(55ページ以
降)を参照ください。

診断は電話 1 本	補強設計は 2/3	補強工事に 30 万円～
 <p>専門家の 無料耐震診断</p>	 <p>補強計画の作成</p>	 <p>耐震補強工事</p>
<p>市町が派遣する 専門家による 耐震診断を無料で 受けられます。 市町の窓口に電話で 申し込みください (55ページ以降参照)。</p>	<p>【補助額】 96,000円/戸まで (費用の2/3以内) 工事箇所、工事費を 検討して、補強設計を作 成します。 ※高齢者のみ世帯に 割増補助を行っている市 町もあります。</p>	<p>【補助額】 一般世帯30万円～ 高齢者のみ世帯等は、 50万円～ ※割増補助を行っている 市町があります ※耐震補強のPRを行う 住宅に対して県と市町 合わせて最大30万円補 助額を増額（平成33年3月ま で）</p>

問合せ先：静岡県くらし・環境部 建築安全推進課 TEL 054-221-3320

○ ブロック塀等撤去・改善事業

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時において、倒壊等の危険がある道路等に面したブロック塀・石塀等の撤去 ② 改善事業 緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	各市町の制度により異なります。
申込窓口	お住まいの市町の窓口（55ページ以降参照） ※改善事業は、実施をしていない市町もあります。
問合せ先	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課 TEL 054-221-3320

⑨ 災害で被害にあった方

◎ 被災者住宅再建支援事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援制度で規定する自然災害により、住宅に半壊被害を受けた世帯であって、経済的理由等により住宅を再建することが困難な方 所得や年齢等の制限があります。
補助額等	住宅の建設、購入、補修費 限度額50万円
申込窓口	お住まいの市町の窓口（55ページ以降参照）
問合せ先	静岡県健康福祉部 政策監付企画班 TEL 054-221-3357

◎ 被災者生活再建支援制度

利用の条件	一定規模以上の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方
補助額等	<p>以下の①と②の合計額を定額（渡し切り）方式で支給</p> <p>① 被害状況による支給 全壊世帯 100万円 大規模半壊世帯 50万円</p> <p>② 住宅の再建方法による支給 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円 （単身世帯はそれぞれ3/4） ※用途の制限はありません。</p>
申込窓口	お住まいの市町の窓口（55ページ以降参照）
問合せ先	静岡県健康福祉部 政策監付企画班 TEL 054-221-3357

◎ 被災者自立生活再建支援事業

利用の条件	被災者生活再建支援制度の適用外の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方
補助額等	<p>以下の①と②の合計額を定額（渡し切り）方式で支給</p> <p>① 被害状況による支給 全壊世帯 100万円 大規模半壊世帯 50万円</p> <p>② 住宅の再建方法による支給 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円 （単身世帯はそれぞれ3/4） ※用途の制限はありません。</p>
申込窓口	お住まいの市町の窓口（55ページ以降参照）
問合せ先	静岡県健康福祉部 政策監付企画班 TEL 054-221-3357

◎ 災害援護資金貸付金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯 所得による制限があります。
融資限度額	住居の半壊 170万円 (250万円) 住居の全壊 250万円 (350万円) 住居全体の滅失又は流出 350万円 ※ () 内は残存部分を取壊す等、特別の事情がある場合
融資利率等	3.0% (据置期間3年間は無利子)
返済期間	10年
問合せ先	静岡県健康福祉部 政策監付企画班 TEL 054-221-3357

◎ 災害復興住宅融資

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 自分が居住するため、又は、り災した親が住むための住宅を建設、購入又は補修する方 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 年収に占めるすべての借入れ (災害復興住宅融資を含みます。)の年間合計返済額の割合が次の基準を満たしている方 年収400万円未満の方：30%以下 年収400万円以上の方：35%以下 その他、機構が定める基準を満たしていること
融資限度額	建設資金：1,650万円＋特例加算510万円 購入資金：2,620万円 (土地取得資金970万円を含みます。)＋特例加算510万円 補修資金：730万円 ※建設資金には上記に加え、土地取得資金 (970万円)、整地資金 (440万円) の加算融資があります。 ※リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション購入資金は、2,320万円 (土地取得資金970万円を含みます。)＋特例加算510万円になります。 ※補修資金には、上記に加え、整地資金 (440万円) 等の加算融資があります。
返済期間	建設・購入資金：1年以上35年以内 補修資金：1年以上20年以内 ※最長返済期間は申込区分、住宅の構造、年齢等によって異なります。 ※融資契約日から一定期間元金据置期間を設定できます。
問合せ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (災害専用ダイヤル) TEL 0120-086-353 利用できない場合 (PHS、国際電話など) TEL 048-615-0420